

熊取町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、町の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町が発行する印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町が所有する公用車及び構造物

エ その他広告媒体として活用できると町長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載、掲出等を行うことをいう。

(広告の募集)

第3条 町長は、広告掲載の募集を行うときは、広告媒体ごとに、あらかじめ次の各号に掲げる事項を定め、町の広報紙、ホームページ等によりその周知を行うものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料

(4) 広告の募集方法及び選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集を行うにあたり必要と認める事項

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載の範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの

(4) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの

(5) 誹謗又は中傷を内容とするもの

(6) 虚偽又は誇大な表現を用いているもの

(7) 社会問題についての意見広告

(8) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの

(9) 個人の氏名広告

(10) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

に規定する営業のいずれかに該当するもの

(12) 事業を営むに際して必要とされる官公署の許認可等を受けていないもの

(13) 金融業務の広告については、町指定・収納代理金融機関以外のもの

(14) その他町長が掲載することが適当でないとするもの

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、熊取町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、政策企画課長、財政課長、総務課長、人権推進課長及びにぎわい創造課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、広告媒体ごとの審査の際に、広告掲載の可否について疑義が生じた場合、広告媒体を所管する部長の申し出に基づき委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、広告媒体を所管する課長その他の関係者に対し出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は総務課において行う。

(広告を掲載した物品の受入れ)

第8条 町長は、封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができるものとする。

2 前項の規定による物品の受入れに関する手続きについては、この要綱における広告掲載の例により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 6月20日から施行する。